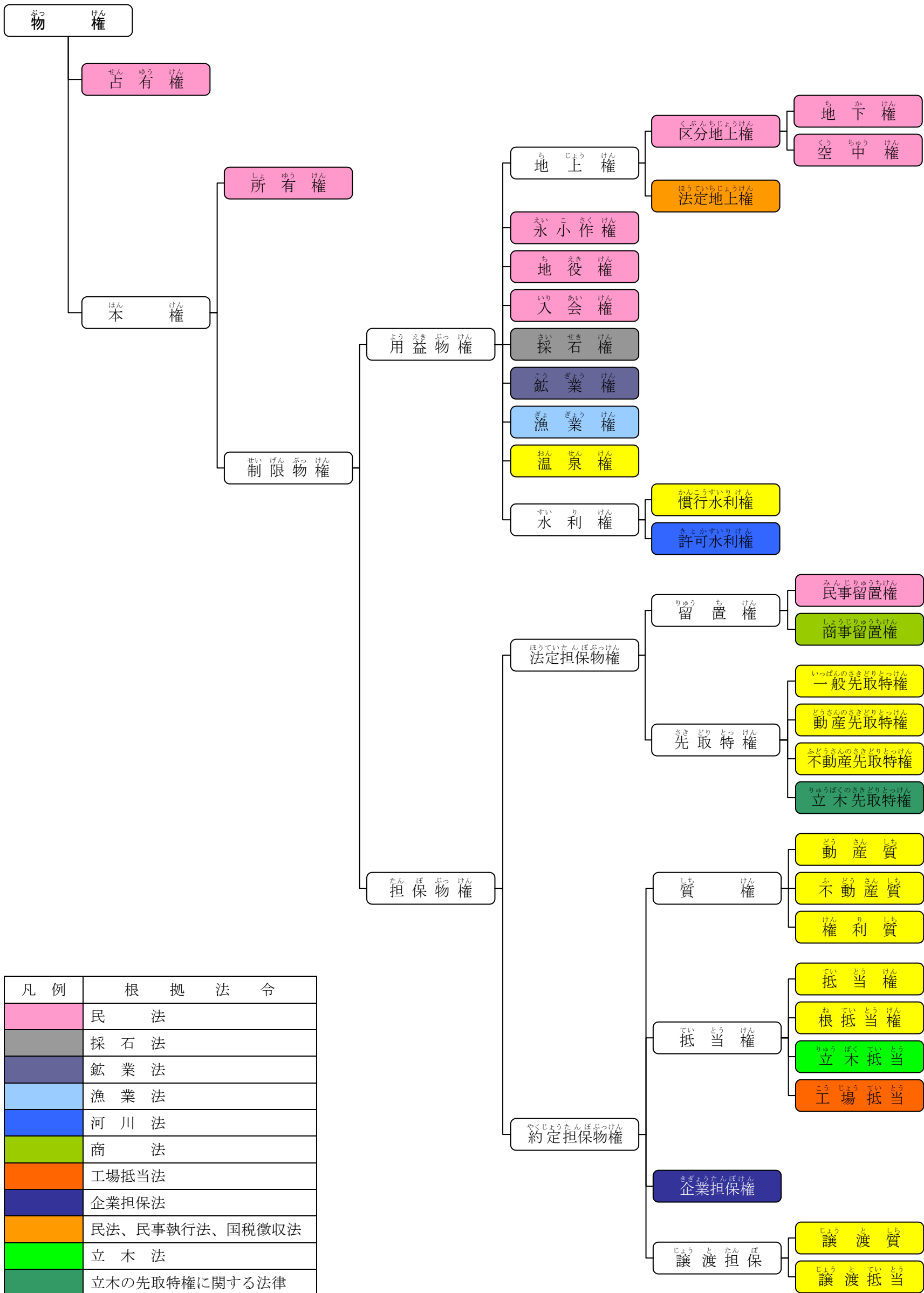


物 権 一 覧



凡 例	根 拠 法 令
	民 法
	採 石 法
	鉱 業 法
	漁 業 法
	河 川 法
	商 法
	工場抵当法
	企業担保法
	民法、民事執行法、国税徴収法
	立 木 法
	立木の先取特権に関する法律
	慣 習 法

名 称	説 明	法 令 等
物 権	特定の物を直接に支配する権利。	民法第二編
占 有 権	物を事実上支配する状態（占有）そのものを法律要件として生ずる物権	民法第二章
本 権	占有を法律上正当づける実質的な権利	民法第三章から第十章
所 有 権	物を自分のものとして支配する権利。法律的には、所有する者（所有者）が「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする」権利（民法第206条）。	民法第三章
制 限 物 権	所有権以外の物権	
用 益 物 権	他人の土地を使用、収益する権利	
地 上 権	他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利	民法第四章
区分地上権	地下や土地上の空間の一定の範囲を目的として設定される地上権	民法第296条の2
地 下 権	地下は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができ、この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有している場合にも、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があることを条件に設定可能	同上
空 中 権	土地の上の空間を目的とする地上権の俗称。建物には、容積率が設定してあるため地域によって定められている制限を超える延べ床面積の建物を建設することができない。しかし隣接している建物が容積率を持って余している場合に、空中権を設定し売買することで、事実上容積率を売買することが可能	同上
法定地上権	同一の所有者に属する土地・建物について抵当権の実行または強制競売が行われた結果土地と建物の所有者が異なることとなったとき、法律の規定により発生する地上権	民法第388条 民事執行法第81条 国税徴収法第127条
永 小 作 権	小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をする権利	民法第五章
地 役 権	自己の土地の便益のため、設定行為で定めた目的に従い他人の土地を供し得る権利。土地がこのような関係にある場合に、自分の土地を要役地、他人の土地を承役地という。要役地と承役地は必ずしも隣接していることを要しない。ここで地役権とは、要役地のために承役地に設定する権利を指す。	民法第六章
入 会 権	村落共同体等（入会集団）が、一定の主として山林原野において土地を総有し、薪炭用・肥料用の雑木・雑草の採集等の共同利用を行う慣習上の権利。入会権が設定された土地のことを入会地（いりあいち）という。	民法第263条、294条
採 石 権	設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石および砂利を採取する権利	採石法
鉱 業 権	登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利	鉱業法
漁 業 権	一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利。定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権がある。	漁業法
温 泉 権	温泉源を利用する権利。湧出地から引湯して利用する権利も含む。	慣習法上の物権
水 利 権	公流水を占用し排他的に利用する権利（「慣行水利権」と河川法による流水の占用許可を受けて成立した「許可水利権」がある。）。	慣習法上の物権 河川法
担 保 物 権	債権者が有する債権の確保を目的とする物権	
法定担保物権	法律に定められた要件を満たせば当事者の契約を待たずに生ずる担保物権	
留 置 権	他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利	民法第七章
民事留置権	民法上の留置権	同上
商事留置権	商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる権利	商法
先 取 特 権	民法その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利	民法第八章
一般先取特権	債務者の総財産から優先弁済を受ける先取特権	第二節第一款
動産先取特権	債務者の特定の動産上に特定の債権について成立する先取特権	第二節第二款
不動産先取特権	債務者の不動産の上に存在する先取特権	第二節第三款
立木先取特権	他人の土地の上に立木を有する者が土地の所有者に対し樹木の伐採時期にその価格の一定割合の地代を支払う契約をしたときに、土地所有者が地代についてその立木の上に認められる先取特権	立木ノ先取特権ニ関スル法律
約定担保物権	当事者の契約によって生ずる担保物権	
質 権	債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利	民法第九章
動 産 質	動産を目的とした質権。当事者の合意のほかに目的物の引渡しにより設定される。	第二節
不動産質	不動産を目的とした質権。目的不動産の引渡しを成立要件とする。	第三節
権 利 質	債権、株式、特許権等の財産権を目的とする質権	第四節
抵 当 権	債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利（所有者が抵当権成立後も引き続き使用・収益をすることができることが質権と違う。）。	民法第十章
抵 当 権	同上	同上
根抵当権	一定の範囲内の不特定の債権を極度額の範囲内において担保するために不動産上に設定された抵当権	第四節
立木抵当	土地と分離して立木のみに設定できる抵当権	立木法
工場抵当	工場抵当法第2条に規定する工場に属する土地又は建物の上に設定された抵当権。その効力は土地又は建物に備えつけられた機械・器具その他工場の用に供するもの全てに及ぶ。なお、同法第8条に規定する工場財団を目的とする抵当権をいうこともある。	工場抵当法
企業担保権	株式会社の発行する社債を担保するためにその会社の総財産を一体として担保の目的とする物件	企業担保法
譲渡担保	担保となる物の所有権を形式的に債権者に譲渡するという方法により行われる担保。	
譲 渡 質	目的物の占有を債権者に移転する場合	慣習法上の物権
譲渡抵当	債務者が貸借契約に基づいて引き続き占有	